

別紙様式3(一般競争入札)

令和6年度 石狩森林管理署公共工事契約状況

令和7年3月17日

分任支出負担行為担当官  
石狩森林管理署長 佐藤 肇

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
古平森林事務所外解体撤去工事	北海道古平郡古平町浜町	建設工事	古平森林事務所、車庫、休憩所の改訂撤去	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
8,918,269円	0円	令和7年3月3日	北海道札幌市東区北47条東1丁目1-10 株式会社 栄商	
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期		
6,450,000円	令和7年3月	令和7年3月		

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
  - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準別紙「入札公告」のとおり
  - ・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合
  - ・変更契約年月日 令和7年 月 日
  - ・変更後の契約金額(税抜き) , , 円
  - ・変更の理由 本工事の施工中、数量の変更の必要が認められたことから、検討の結果、現地状況に合わせた変更契約を行った。

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和7年1月23日

分任支出負担行為担当官  
石狩森林管理署長 佐藤 肇

## 1 工事概要等

- (1) 工事名 古平森林事務所外解体撤去工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 古平郡古平町浜町247（石狩森林管理署管内）
- (3) 工事内容 古平森林事務所、車庫、休憩所等の解体撤去
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、「大気汚染防止法」（令和2年法律第39号による改正）及び石綿障害予防規則（令和二年厚生労働省令第百三十四号による改正）に基づき、施工業者（元請け業者等）が都道府県、労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して事前調査結果の報告が義務付けられた工事である。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和5・6年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築工事一式」に係るD等級又はC等級、もしくは「解体工事業」の認定を受けている

こと（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、又は北海道知事の「解体工事業」の登録を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請として、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する

同種工事：北海道内において建築一式工事で 500 万円以上の施工実績を有する者で、次の証明ができるものに限る。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であり、その実績が証明できるもの。

(5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、

2現場を限度として兼務できることとする。

- ① 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年間に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。(工事成績評定を実施した工事である場合)
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。(入札説明書参照)
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内)に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書および資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
  - ① 提出期間：令和7年1月24日から令和7年2月6日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで。また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。
  - ② 場所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70  
石狩森林管理署 総務グループ（担当：総括事務管理官）  
電話：011-622-5111
  - ③ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。
- (3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。
- (4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。
- (5) 競争資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うこととし、参加資格の有無については令和7年2月10日までに通知する。なお、参加資格を「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

### 4 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
石狩森林管理署 総務グループ（担当：経理担当）  
電話 011-622-5111
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
  - ① 交付期間：令和7年1月23日から令和7年2月25日まで（休日に除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）。
  - ② 場所：064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70  
石狩森林管理署 総務グループ（担当：総括事務管理官）

電話：011-622-5111

- ③ その他：配布資料は無料であるが、入札説明書を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和7年2月20日 9時00分

入札締切日時 令和7年2月26日 10時00分

- ② 紙入札方式により持参する場合は、令和7年2月26日10時00分に北海道森林管理局2階第2会議室へ持参の上、入札すること。
- ③ 開札は令和7年2月26日10時00分に北海道森林管理局2階第2会議室にて行う。
- ④ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁石狩森林管理署）

また、公共事業履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等（電磁的記録により発行された保証証書等をいう。）を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当

官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者の契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での注意の喚起を行うことがある。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報シ

システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約をしないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務)」(平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知)による。

(13) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産諸訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自ら受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(14) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(15) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

#### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは下記をご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(別添1)

競争参加資格確認結果通知書

- 1 工 事 名 古平森林事務所外解体撤去工事
- 2 署 名 石狩森林管理署
- 3 入 札 公 告 日 令和 7 年 1 月 2 3 日
- 4 結 果 通 知 期 限 令和 7 年 2 月 1 0 日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
有限会社菊水建設	有	
有限会社成新	有	
株式会社栄商	有	
岸本産業株式会社	有	
中山建設株式会社	無	入札公告の2の(2)及び2の(4)が確認できないため

## 入札筆記書

調達案件番号

003801002020240014

調達案件名称

古平森林事務所外解体撤去工事

業者名称	業者区分	第1回入札金額	結果
(株)栄商		6,450,000	落札
(有)菊水建設		6,700,000	
岸本産業(株)		8,500,000	
(有)成新		9,200,000	

結果

落札者決定

入札執行月日

令和07年2月26日

部署

北海道森林管理局石狩森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 8,918,269  
予定価格 (税込み) 9,810,095  
調査基準価格 (税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

佐藤 肇

立会・確認担当署名

瀬川 稔明

# 工事内訳書

業務名

古平森林事務所外解体撤去工事

石狩森林管理署

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
<b>古平森林事務所解体工事</b>					
資材運搬費	2	回	34,225	68,450	
足場組立	1	式		294,850	
単管養生	112	m <sup>2</sup>	1,615	180,880	
養生	1	式		139,900	アスベスト作業
外壁上部スレート板撤去	41.9	m <sup>2</sup>	3,225	135,128	アスベスト含有
軒天スレート撤去	23.9	m <sup>2</sup>	3,410	81,499	アスベスト含有
内部スレート撤去	1	式		35,400	アスベスト含有
煙突スレート撤去	1	箇所		12,790	アスベスト含有
内装仕上材分別解体	75.1	m <sup>2</sup>	1,720	129,547	
木造上屋解体	22.8	坪	20,150	459,420	
基礎解体 (コンクリート)	12	m <sup>3</sup>	15,850	190,200	
発生材積込費	62	m <sup>3</sup>	2,289	141,930	内装材類、がれき類、金属
発生材積込費	5	m <sup>3</sup>	3,910	19,550	アスベスト含有廃棄物
発生材運搬費	62	m <sup>3</sup>	4,621	286,500	内装材類、がれき類、金属
発生材運搬費	5	m <sup>3</sup>	7,000	35,000	アスベスト含有廃棄物
発生材処理費	37.3	t	4,678	174,406	コンクリート・金属外
発生材処理費	1	t	109,500	109,500	アスベスト含有廃棄物
残置物処理費	15	m <sup>3</sup>	16,800	252,000	運搬処分共
樹木伐採処理費	3	箇所	24,250	72,750	伐根も含む
<b>休憩所解体工事</b>					
資材運搬費	2	回	34,225	68,450	
足場組立	1	式		200,000	
単管養生	123	m <sup>2</sup>	1,615	198,645	
養生	1	式		150,900	アスベスト作業
外壁サイディング撤去	88	m <sup>2</sup>	3,575	314,600	
軒天ケイカル板撤去	10.5	m <sup>2</sup>	3,410	35,805	
内部スレート板撤去	1	式		46,800	
内装仕上材分別解体	39.7	m <sup>2</sup>	2,225	88,332	
木造上屋解体	12	坪	20,150	241,800	
基礎解体 (コンクリート)	7	m <sup>3</sup>	15,850	110,950	
発生材積込費	31	m <sup>3</sup>	2,289	70,965	内装材類、がれき類、金属
発生材積込費	6	m <sup>3</sup>	3,910	23,460	アスベスト含有廃棄物
発生材運搬費	31	m <sup>3</sup>	4,621	143,250	内装材類、がれき類、金属
発生材運搬費	6	m <sup>3</sup>	7,000	42,000	アスベスト含有廃棄物
発生材処理費	22	t	6,325	139,143	コンクリート・金属外
発生材処理費	2	t	103,550	207,100	アスベスト含有廃棄物
残置物処理費	10	m <sup>3</sup>	16,800	168,000	運搬処分共
<b>車庫解体工事</b>					
車庫解体	1	台		88,250	
基礎解体	1	式		36,150	
発生材積込費	10.5	m <sup>3</sup>	2,410	25,306	金属・がれき類
発生材運搬費	10.5	m <sup>3</sup>	2,647	27,792	金属・がれき類
発生材処分費	17	t	1,353	23,002	コンクリート・金属
樹木伐採処理費	1	箇所		50,250	伐根も含む
<b>設備工事</b>					
量水器撤去費	1	式		129,250	
公共樹廃止費	1	式		110,920	
ガスメーター器撤去費	1	式		35,920	
<b>その他</b>					
除雪費	6	時間	96,042	576,250	
その他	1	式		465,750	
共通仮設費	1	式		233,820	重機運搬費等
現場管理費	1	式		565,125	
間接工事費計					
一般管理費等	1	式		505,605	
諸経費	1	式		974,979	
工事価格				8,918,269	
消費税				891,826	
合 計				9,810,095	